

「Yahoo! BB 光 シティ サービス規約」新旧対照表

改訂前 (2015年4月1日付)	改訂後 (2015年12月1日付)
<p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p>
<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。</p> <p>(1)「Yahoo! BB 光シティ」サービスとは、当社のIP接続専用サービスに係る専用回線を使用して行うインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(2)「サービス契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。</p> <p>(3)「申込者」とは、当社にサービス契約の締結申込をした者をいいます。</p> <p>(4)「会員」とは、当社との間でサービス契約が成立した本サービスの利用者をいいます。</p> <p>(5)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。</p> <p>(6)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。</p> <p>(7)「専用サービス契約約款」とは、当社の定めるIP接続専用サービスに係る約款をいいます。</p> <p>(8)「IP接続専用サービス」とは、「専用サービス契約約款」に基づき提供される電気通信サービスをいいます。なお、IP接続専用サービスに関する事項で本規約に定めのない事項については、「専用サービス契約約款」の定めに従うものとし、会員はこれを遵守するものとします。</p> <p>(9)「専用回線」とは、IP接続専用サービスに係る専用サービス取扱所と会員が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p> <p>(10)「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。</p> <p>(11)「協定事業者」とは、当社と協定を締結して</p>	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。</p> <p>(1)「Yahoo! BB 光シティ」サービスとは、当社のIP接続専用サービスに係る専用回線を使用して行うインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(2)「サービス契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。</p> <p>(3)「申込者」とは、当社にサービス契約の締結申込をした者をいいます。</p> <p>(4)「会員」とは、当社との間でサービス契約が成立した本サービスの利用者をいいます。</p> <p>(5)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。</p> <p>(6)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。</p> <p>(7)「専用サービス契約約款」とは、当社の定めるIP接続専用サービスに係る約款をいいます。</p> <p>(8)「IP接続専用サービス」とは、「専用サービス契約約款」に基づき提供される電気通信サービスをいいます。なお、IP接続専用サービスに関する事項で本規約に定めのない事項については、「専用サービス契約約款」の定めに従うものとし、会員はこれを遵守するものとします。</p> <p>(9)「専用回線」とは、IP接続専用サービスに係る専用サービス取扱所と会員が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p> <p>(10)「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。</p> <p>(11)「協定事業者」とは、当社と協定を締結して</p>

<p>いる電気通信事業者をいいます。</p> <p>(12)「回線終端装置等」とは、本サービスを利用するために必要なIP接続専用サービスに係る電気通信設備として「専用サービス契約約款」に基づき提供される光ターミナルおよび光BBユニットをいいます。</p> <p>(13)「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。</p> <p>(14)「料金等」とは、本サービスの利用料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p> <p>(15)「開通日」とは、申込者の情報が当社のデータベースに登録された日の7日後をいい、当社が確定次第、申込者に通知するものをいいます。</p> <p>(16)「接続機器」とは、第29条の定めに従い提供する無線LANカード等の接続機器をいいます。</p> <p>(17)「光番号」とは、専用回線単位に付与された専用回線の識別番号をいいます。</p> <p>(18)「ID」とは、本サービス会員に対して当社の発行するカスタマーIDをいいます。</p>	<p>いる電気通信事業者をいいます。</p> <p>(12)「回線終端装置等」とは、本サービスを利用するために必要なIP接続専用サービスに係る電気通信設備として「専用サービス契約約款」に基づき提供される光ターミナルおよび光BBユニットをいいます。</p> <p>(13)「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。</p> <p>(14)「料金等」とは、本サービスの利用料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p> <p>(15)「開通日」とは、申込者の情報が当社のデータベースに登録された日の7日後をいい、当社が確定次第、申込者に通知するものをいいます。</p> <p>(16)「接続機器」とは、第33条の定めに従い提供する無線LANカード等の接続機器をいいます。</p> <p>(17)「光番号」とは、専用回線単位に付与された専用回線の識別番号をいいます。</p> <p>(18)「ID」とは、本サービス会員に対して当社の発行するカスタマーIDをいいます。</p>
<p><b>第7章 禁止事項等</b></p>	<p><b>第7章 禁止事項等</b></p>
<p><b>第21条（利用停止等）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1) サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。（なお、第27条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に</p>	<p><b>第21条（利用停止等）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1) サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。（なお、第31条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に</p>

対する料金等の不払も含むものとします)

(3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。

(4) 第20条その他本規約の規定に違反したとき。

(5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(6) 会員が、当社が提供する他のサービスの会員の場合、または「IP電話サービス契約約款」に基づき提供されるIP電話サービスの会員の場で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。

(7) 本サービス契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。

(8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。

2. 会員が複数のサービス契約を締結している場合において、当該サービス契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全てのサービス契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 当社は、当社所定の基準にしたがい本サービスの運営上必要であると判断した場合、会員の本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。

4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービス停止・制限原因が解消されるまで、またはサービス契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

対する料金等の不払も含むものとします)

(3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。

(4) 第20条その他本規約の規定に違反したとき。

(5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(6) 会員が、当社が提供する他のサービスの会員の場合、または「IP電話サービス契約約款」に基づき提供されるIP電話サービスの会員の場で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。

(7) 本サービス契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。

(8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。

2. 会員が複数のサービス契約を締結している場合において、当該サービス契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全てのサービス契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 当社は、当社所定の基準にしたがい本サービスの運営上必要であると判断した場合、会員の本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。

4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービス停止・制限原因が解消されるまで、またはサービス契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

該当なし	<b>第9章 プレミアムに関する特約</b>
該当なし	<b>第24条 (プレミアムについて)</b> 1. プレミアムとは、Yahoo! BBの全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。 2. プレミアムは、24ヵ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。
該当なし	<b>第25条 (契約の成立)</b> <本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員> 第6条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。 <本サービスを既に契約している会員> プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。
該当なし	<b>第26条 (課金開始日)</b> <本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員> 本サービスの課金開始日に準じるものとします。 <本サービスを既に契約している会員> プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。
該当なし	<b>第27条 (契約期間および解除料)</b> 1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りします。 プレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとし

	<p>ます。</p> <p>契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円(税抜き)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>
<p><b>第 9 章 雑則</b></p>	<p><b>第 10 章 雑則</b></p>
<p><b>第 24 条 (情報等の削除)</b></p> <p>1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。</p> <p>(1) 第 20 条各号の禁止行為に該当する場合、または個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p> <p>(2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。</p> <p>(3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。</p> <p>(4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。</p> <p>3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。</p>	<p><b>第 28 条 (情報等の削除)</b></p> <p>1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。</p> <p>(1) 第 20 条各号の禁止行為に該当する場合、または個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p> <p>(2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。</p> <p>(3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。</p> <p>(4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。</p> <p>3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。</p>
<p><b>第 25 条 (著作権等)</b></p> <p>1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。</p> <p>2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供さ</p>	<p><b>第 29 条 (著作権等)</b></p> <p>1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。</p> <p>2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供さ</p>

<p>れる情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるWebサイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはず、および第三者をして行わせてはならないものとします。</p>	<p>れる情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはず、および第三者をして行わせてはならないものとします。</p>
<p><b>第 26 条 (個人情報等の保護)</b>          当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<a href="http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/">http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/</a>)に従い適切に実施します。</p>	<p><b>第 30 条 (個人情報等の保護)</b>          当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<a href="http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/">http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/</a>)に従い適切に実施します。</p>
<p><b>第 27 条 (権利の譲渡制限)</b>          1. 会員は、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。          2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡もしくは信託し、または担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。</p>	<p><b>第 31 条 (権利の譲渡制限)</b>          1. 会員は、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。          2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡もしくは信託し、または担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。</p>
<p><b>第 28 条 (管轄裁判所)</b>          会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。</p>	<p><b>第 32 条 (管轄裁判所)</b>          会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。</p>
<p><b>第 10 章 接続機器に関する特約</b></p>	<p><b>第 11 章 接続機器に関する特約</b></p>
<p><b>第 29 条 (接続機器に関する特約)</b>          1. 接続機器のうち無線LANカードについては、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用さ</p>	<p><b>第 33 条 (接続機器に関する特約)</b>          1. 接続機器のうち無線LANカードについては、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用さ</p>

<p>れるものとしします。</p> <p>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定にかかわらず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期にかかわらず、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとしします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず無線LANカード等の接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに接続機器が当社の所定の宛先に返還されなかった場合、会員は、8,000円（不課税）の違約金を当社の定める方法により支払うものとしします。</p>	<p>れるものとしします。</p> <p>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定にかかわらず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期にかかわらず、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとしします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず無線LANカード等の接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに接続機器が当社の所定の宛先に返還されなかった場合、会員は、8,000円（不課税）の違約金を当社の定める方法により支払うものとしします。</p>
---	---